

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	G C A P 政府間機関（G I G O）の設立に関する条約の概要 －次期戦闘機の国際共同開発に係る協業体制の確立－
著者 / 所属	藤川 隆明 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	465 号
刊行日	2024-4-12
頁	113-127
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240412.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

G C A P 政府間機関（G I G O）の設立に関する条約の概要

— 次期戦闘機の国際共同開発に係る協業体制の確立 —

藤川 隆明

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. G I G Oの前提となるG C A P
3. G C A Pの発表からG I G O設立条約の署名へ
4. G I G O設立条約の概要
5. 防衛省職員派遣処遇法の改正
6. G C A Pに関する防衛装備移転三原則及び同運用指針の改正
7. おわりに

1. はじめに

政府は、2035年頃から退役開始が見込まれる戦闘機F-2の後継機について、2020年から国際協力を視野に日本主導の次期戦闘機開発に着手するとともに、英国、イタリアとの間で共同開発の可能性を追求してきたところ、2022年12月に、「グローバル戦闘航空プログラム」(Global Combat Air Programme (以下「G C A P」という。))が決定・公表された。

その後、日英伊3か国は、次期戦闘機の共同開発完了を実現するためには、効率的な協業体制の構築が必要であるとし、2023年12月にG C A Pを管理する国際機関であるG I G O (GCAP International Government Organisation) を設立する条約 (以下「G I G O設立条約」という。) に署名した。そして2024年2月20日、同条約はその締結について承認を求めため、第213回国会 (常会) に提出された (閣条第1号)。また、同国会では、G I G O設立条約に関連し、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律 (平成7年法律第122号) (以下「防衛省職員派遣処遇法」という。) を改正する形で、防衛省職員をG I G Oに派遣するための法整備も目指されている (当該内容は、防衛省設置法等の一部を改正する法律案 (閣法第14号) に規定されている)。

本稿は、G I G Oの前提となるG C A Pについて簡単に紹介し、G I G O設立条約の概要、防衛省職員派遣処遇法の改正内容を確認したのち、最後にG C A Pに関する防衛装

備移転三原則及び同運用指針の改正概要を確認するものである。なお、文中の名称、肩書等はいずれも当時のものである。

2. G I G Oの前提となるG C A P

(1) G C A Pの概要及び意義

G I G O設立条約は、G C A Pの管理等を行う国際機関（G I G O）を設立する内容である。本条約の前提となるG C A Pとは、次期戦闘機の開発、生産、輸出等を含む事業であり、2035年の初号機配備に向け、3か国の優れた技術を結集し、共通の機体を開発することにより、開発コスト及びリスクを最大限分担しつつ、日本にとっては将来にわたって日本の航空優勢を確保することができる次期戦闘機を共同開発するプログラムである。

政府は、航空優勢を確保することは、日本の領土、領海、領空を守り抜く上で極めて重要になる旨説明している¹。航空優勢とは、武力攻撃が発生した場合に、味方の航空機が大規模な妨害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態のことであるが、なぜこれを重視するのかについて、政府は、仮に航空優勢を失えば、敵の航空機やミサイルなどにより、飛行中の航空機はもとより、地上ミサイル部隊や航行中のイージス艦、さらには港湾や飛行場も攻撃を受け、艦船や航空機の運用自体が困難となる一方で、航空優勢を確保することができれば、その空域下で海上作戦や陸上作戦の効果的な遂行が可能となるとしている²。

その上で、政府は、戦闘機は専守防衛の下で、航空優勢を確保し、防衛的任務を遂行するための中核的装備品として不可欠である旨説明しており³、日本は、現在、F-35、F-15、F-2の3機種 of 戦闘機を保有しているが、世代の違う戦闘機間での戦闘では、新世代機が圧倒的に優位と言われている⁴ところ、F-2の退役開始が見込まれる2035年頃に次期戦闘機（第6世代）の初号機を配備することを目指している。なお、政府は、次期戦闘機の開発に当たり、当該戦闘機に対しての攻撃をできるだけ洋上、遠方で阻止できる優れた空対空能力を重視している⁵。そして、次期戦闘機の開発スケジュールの詳細は3か国で検討中であるが、設計作業を通じて仕様、性能が確定するまでには今後5年程度を要する旨説明している⁶。

(2) 日本、英国及びイタリアでG C A Pに取り組むこととなった背景

日本の次期戦闘機の事業は、国際協力を視野に、日本主導の開発を行うとの方針の下、2020年度に開始された。2020年10月に政府は、戦闘機全体のインテグレーションを担当す

¹ 第213回国会参議院予算委員会会議録第5号（2024.3.6）木原稔防衛大臣答弁

² 防衛省ウェブサイト<<https://www.mod.go.jp/j/policy/defense/nextfighter/index.html#fired1>>（2024.3.26最終アクセス、以下URLの最終アクセスの日付はいずれも同日。）

³ 前掲1

⁴ F-22（第5世代機）は、旧世代機に対し、108対0の撃墜率を記録したとされる（第213回国会参議院予算委員会会議録第4号（2024.3.5）岸田文雄内閣総理大臣答弁）。

⁵ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第4号（2024.3.21）弓削州司防衛省大臣官房審議官答弁。なお、同答弁において、日本が重視する空対空能力とは、具体的には、敵味方の位置情報等を通信で共有して組織的な戦闘を行う高度ネットワーク戦闘、相手から探知されにくくするために必要なステルス性、レーダーやカメラ等を通じ脅威の状況を把握する高度ネットワークセンシング技術である旨説明されている。

⁶ 第213回国会参議院予算委員会会議録第9号（2024.3.13）木原稔防衛大臣答弁

る機体担当企業として三菱重工業株式会社と契約を締結している。また、日本政府は当初、米国のロッキード・マーチン社をインテグレーション支援の候補企業として選定していた。しかし、米国は日本と同様のスケジュールで次期戦闘機を開発・配備する計画を有していなかったとされる⁷。

一方の英国は、日本と同じく、2035年までに、いわゆる第6世代とされる次期戦闘機「テンペスト」を導入することを掲げ、イタリアと計画を立てていたのであり、日本と英国、イタリアは、同時期に配備を目指す次世代戦闘機の開発プログラムを有していた⁸。政府は、次期戦闘機の開発を進めるに当たり、日本の独自開発や米国との共同開発の可能性も十分検討した結果、要求性能の実現可能性、スケジュール、コスト等の様々な観点から、日英伊での共同開発が最適な選択肢であると判断した旨説明している⁹。

なお、米国は、いずれも自身の同盟国である日英伊3か国の開発に係る協力を支持する立場とされ¹⁰、日英伊共同開発の決定・公表時には、「次期戦闘機に係る協力に関する防衛省と米国防省による共同発表¹¹」が発出され、次期戦闘機を始めとした装備を補完し得る、自律型システムに関する重要な連携を開始するとしている。

3. GCAPの発表からGIGO設立条約の署名へ

2022年12月に日英伊首脳が次期戦闘機の開発に係るGCAPを発表した¹²。さらに、日英伊は、GCAPを実施するに当たり効率的な協業体制を確立するため、国際約束に基づく国際機関を設立することで一致し、2023年1月から3か国で条約締結交渉を行った結果、同年6月に大枠が合意され、同年12月に署名が行われた。

日本政府によれば、GIGOを設立することで、3か国の政府と、共同事業体制をとる民間企業との間の協業を、一元的に管理・運営する体制が構築され、これは、GCAPの円滑な実施に資することとなる。また、国際機関を設立することで、新たな技術の利用による防衛能力の向上、日本の産業面での繁栄及び安全保障への寄与、さらには、日本の国際的な影響力への寄与も期待されるとしている¹³。

⁷ 浜田靖一防衛大臣記者会見（2022.12.9）

⁸ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第3号（2024.3.12）木原稔防衛大臣答弁

⁹ 第213回国会参議院予算委員会会議録第4号（2024.3.5）岸田文雄内閣総理大臣答弁

¹⁰ 前掲7

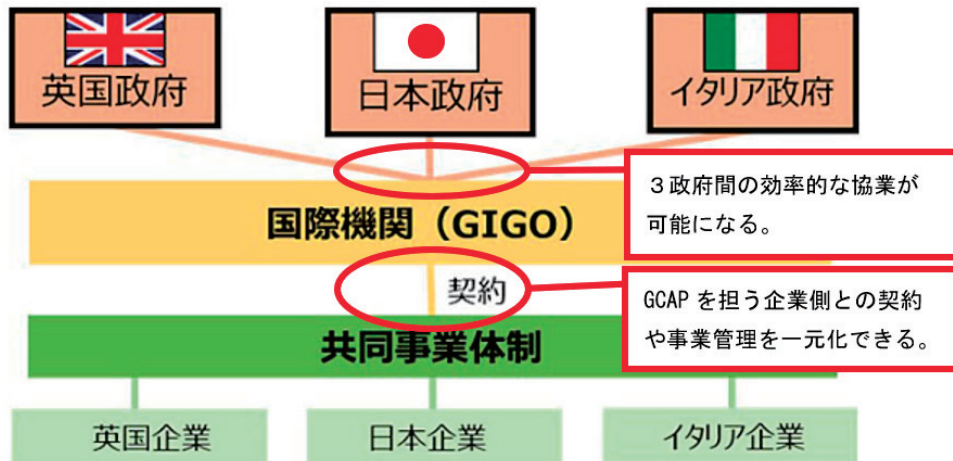
¹¹ 防衛省ウェブサイト<<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2022/12/09a.pdf>>

¹² GCAP発表後、2022年12月16日に策定された防衛力整備計画においては、上記の経緯を踏まえ、概ね以下の内容が記載された。

- ①次期戦闘機について、戦闘機（F-2）の退役が見込まれる2035年度までに、将来にわたって航空優勢を確保・維持することが可能な戦闘機を配備できるよう、改修の自由や同盟国との相互運用性を確保しつつ、英国及びイタリアと次期戦闘機の共同開発を推進する。この際、戦闘機そのものに加え、無人機（UAV）等を含むシステムについても、国際協力を視野に開発に取り組む。
- ②次期戦闘機の英国及びイタリアとの共同開発を着実に推進し、2035年度までの開発完了を目指す。次期戦闘機等の有人機と連携する戦闘支援無人機（UAV）についても研究開発を推進する。
- ③これらの研究開発に際しては、我が国主導を実現すべく、数に勝る敵に有効に対処できる能力を保持することを前提に、将来にわたって適時適切な能力向上が可能となる改修の自由や高い即応性等を実現する国内生産・技術基盤を確保するものとする。

¹³ 外務省ウェブサイト<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100595072.pdf>>

図表1 G I G O設立の主なメリット



(出所) 防衛省ウェブサイト掲載の図に筆者加筆

4. G I G O設立条約の概要

G I G O設立条約は、前文、本文67か条及び末文からなり、国際機関の設立に当たり、組織の地位、職員の特権や締約国の義務等を規定したものである。

(1) G I G Oの組織等

ア 総論

G I G Oは、締約国によって構成される運営委員会、運営委員会による指導、指示、管理及び監督に従ってGCAPのために活動するGCAP実施機関（以下「実施機関」という。）によって構成される（第3条（1））。G I G Oの公用語は英語であり（第4条）、本部は、英国に置かれる（第10条（1））¹⁴。なお、G I G O設立条約に記載はないが、G I G Oのカウンターパートとなる企業側による共同事業体制の本部も、英国に置くことで3か国が合意している¹⁵。

また、G I G Oは、国際法上及び国内法上の法人格を有し（第3条（2））、例えば締約国の管轄内で契約を締結し、動産及び不動産を取得し、及び処分し、並びに訴えを提起することができる。なお、G I G OがGCAPに従事する産業団体（以下「産業界」という。）と締結する契約は、可能な場合には、G I G O内に設置される小委員会¹⁶による調停について規定し、また仲裁条項を含んだものとするよう定められている（第58条（2））。

締約国は、法的義務及び規則に従い、並びに国家安全保障上の直接の利益に妥当な考慮を払った上で、GCAPの全ての段階において生み出された全ての品目及び情報の締

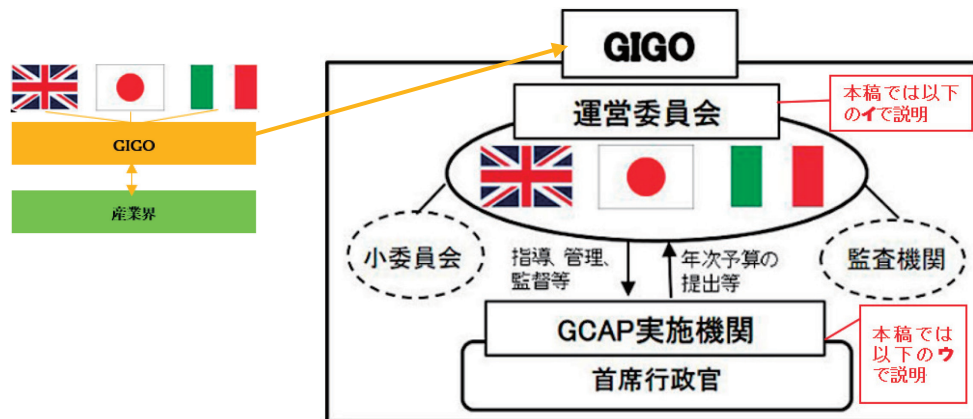
¹⁴ G I G Oは、本部に加え、締約国の領域内における実施機関の活動（必要に応じ締約国の当局と連絡することを含む。）を支援し、及び円滑にするため、締約国の領域内に支部を置くことができる。本稿執筆時点（2024.3.26）においては、支部を置く国等は未定である。

¹⁵ 当該内容は、GCAP 3か国防衛大臣共同声明<https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/area/2023/20231214_gbr_ita-j_b.html>に記載された。

¹⁶ 具体的には、条約第58条（1）に規定される「調停に関する小委員会」である。

約国間における輸入、輸出又は移転¹⁷を可能な限り支援することとされている（第5条）。ここにいう「品目」には、部品も完成品も含まれる。また、「法的義務及び規則」とは、日本でいえば外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）、同法に基づく運用基準である防衛装備移転三原則及び同運用指針が含まれる。なお、条文上は「可能な限り」の支援が求められており、最終的に支援しないこととなっても条約には反しない。

図表2 G I G Oの組織図概要



(出所) 防衛省ウェブサイト掲載の図を基に筆者作成

イ 運営委員会

運営委員会は、G I G Oの指導、指示、管理及び監督について全般的な責任を負うものとし、G I G Oを統治する最高機関である（第7条（1））。同委員会は、各締約国の代表によって構成され、各締約国は、代表団の長を含む同数の代表を任命する（第6条（1））。また、同委員会は、締約国の関係当局間の別途の取決めで定める交替の仕組みに従い、一の締約国の代表団の長が議長を務める（第6条（2））。締約国は、運営委員会を通じ、G I G Oがこの条約に従って業務を遂行することを確保する（第7条（3））。なお、同委員会の責任及び意思決定の手續については、締約国の関係当局間の別途の取決めで定めることとなる（第7条（2））。

運営委員会には、各締約国の代表によって構成される小委員会が設置される。小委員会については、①締約国を代表する情報の保全に関する専門家によって構成され、情報の保全に関する政策について運営委員会に助言を与える「情報の保全の管理に関する小委員会」（第52条（1））と、②GCAPを実施するためにG I G Oが締結した契約から生ずる紛争を付託する「調停に関する小委員会」（第58条（1））を設置することとされている。加えて、運営委員会は、その責任を果たすために必要なときは、全会一致で小委員会の設置を決定することができ（第8条（1））、当該小委員会は、各締約国の代表によって構成される（第8条（2））。

¹⁷ 「移転」とは、EUにおける国家間をまたぐ移動に係る表現とされている。

ウ 実施機関

運営委員会を通じた締約国による戦略的な指示及び監督の下に、廃棄までのG C A Pの全ての段階の管理、調整及び実施を引き受けるのが、実施機関である（第9条）。実施機関は、G C A Pの全般的な運営、運営委員会等に対する事務局としての支援、G C A Pに係る契約の締結、運営委員会への長期的な財政計画及び年次予算の提出に加え、締約国の法令及び武器管理制度上の義務並びに適用のある国際協定に従って実施されるG C A Pに係る輸出の管理及び支援を行う（第12条（1））。また、実施機関は、毎年、前年に行った活動に関する報告及び翌年の活動の見通しを運営委員会に提出し、特に運営委員会が定めた計画の目標及び目的に対する実績並びに承認された予算の執行状況について報告する（第22条）。なお、実施機関の業務に関する概要は、締約国の関係当局間の別途の取決めで定めることができる（第12条（2））。

実施機関の長は、首席行政官であり（第14条（1））、実施機関の運営につき運営委員会に対して直接に責任を負う（同条（3））。条文上規定はないが、初代首席行政官は日本人とすることが3か国で合意されている¹⁸。ただし、首席行政官の職には、任期があり¹⁹、かつ、締約国間の均衡を保つ仕組みに従って任命が行われる（第15条（1））。さらに、任期・任命手続等は締約国の関係当局間の別途の取決めで定めることとなる（第15条（1））。よって、英国、イタリアの者も、今後首席行政官を担う可能性がある²⁰。

このほか、実施機関の構成については、締約国の関係当局間の別途の取決めで定めることとなっている（第14条（4））。

（2）G I G Oの財政運営

ア G I G Oの資金・予算

締約国は、G I G Oのために資金を拠出する（第18条）とされ、日本は、2024年度防衛省予算に、拠出金として42億円を計上している。G I G Oへの拠出金の分担割合は協議中だが、3か国で公平に分担することが検討されている²¹。

運営委員会は、詳細な財政規則を採択するとされ（第19条（1））、その際には、G I G Oが、会計に関する国際的に受け入れられた基準を遵守する規定とするよう定められている（第19条（1）（d））。なお、締約国の拠出の形態、頻度及び取扱いについては、締約国の関係当局間の別途の取決めで定めることとなる（第19条（1）（c））。

G I G Oの年次予算は、実施機関が上記財政規則に従って作成し、これを運営委員会に提出する（第20条（2））。年次決算は、運営委員会が任命する監査機関に提出され、年次報告を添付した監査報告が、会計年度終了後、運営委員会に提出される（第21条）。

¹⁸ 合意内容は、G C A P 3か国防衛大臣共同声明（前掲15）に記載されている。

¹⁹ 任期について、新聞報道では、3年などの数字が挙げられている（『日本経済新聞』（2023. 12. 15））。

²⁰ 産業界の共同事業体制については、「初代トップ」はイタリア人とする事で合意されている（G C A P 3か国防衛大臣共同声明（前掲15））。なお、G I G O設立条約には、当該体制に関する条文は存在せず、任期・任命手続等については、3か国の企業側の取決めになる。

²¹ 第213回国会衆議院安全保障委員会議録第2号（2024. 3. 12）木原稔防衛大臣答弁

G I G Oの年次予算は、運営予算と事業予算からなる（第19条（1）（b）及び第20条（1））。各予算の規模について、木原防衛大臣は、運営予算は1か国当たり年間数十億（円）程度、事業の実施に必要な経費（事業予算）は1か国当たり年間1,000億（円）程度の規模が想定されるが、今後3か国間で検討を深めていく旨述べている²²。

図表3 G I G O年次予算概要

	名称	G I G O設立条約上の定義	想定規模	留意事項
G I G Oの予算	運営予算	会計年度における実施機関の日常的な運営に必要な全ての支出及び長期的な財政計画	1か国当たり年間数十億（円）程度	今後、3か国間で検討を深めていく
	事業予算	会計年度におけるG C A Pの目標を達成するために実施機関が遂行する事業に関する財政計画及び長期的な財政計画	1か国当たり年間1,000億（円）程度	

(注) 本稿執筆時点（2024. 3. 26）の情報に基づく。

(出所) 筆者作成

イ 監査人

各締約国は監査人を指名し、当該監査人は、①当該締約国の行政機関に関する監査の任務を遂行し、②当該締約国の法律に定めるところに従って当該締約国の議会に報告することができるようにするため、実施機関が保有する情報及び文書（当該締約国が参加する活動に関するもの）の調査が認められる（第23条）。

また、実施機関の活動の不必要な中断が回避され、かつ、他の締約国に関する情報が保護される限りにおいて、当該監査人は、実施機関に立ち入る権利を行使し、可能な場合には、実施機関の本部又は支部への立入り前に、相互に及び実施機関と協議する（第24条）。

なお、運営委員会は、実施機関に対する監査であって、G I G Oの機能及びG C A Pの実施を改善するために必要と認めるものを行うことを命ずることができる（第26条）。

(3) 特権及び免除

ア 公用通信の不可侵、訴訟手続・強制執行の免除等

G I G Oには、以下のとおり公用通信の不可侵が認められている（第33条）。

図表4 G I G Oにおける公用通信の不可侵

<ul style="list-style-type: none"> ・ 接受国²³の政府は、使用する通信手段のいかんを問わず、G I G Oの公用通信の不可侵を確保するものとし、当該公用通信を検閲してはならない。 ・ G I G Oは、暗号を使用し、通信設備を運用し、並びに信書を発送し、及び接受する権利を有する。

²² 前掲21

²³ 接受国とは、個々の事例について関連する、G I G Oの本部、支部その他の施設が自国の領域内に所在する締約国をいう（第10条（2））。

また、以下のとおりG I G Oは、特定の場合を除き、訴訟手続及び強制執行の免除を享有する（第28条）。

図表5 G I G Oの訴訟手続及び強制執行の免除等

<p>訴訟手続及び強制執行の免除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ G I G Oの構内は、不可侵とされ、G I G O並びにその財産及び資産は、所在地及び占有者のいかなを問わず、首席行政官が免除を明示的に放棄した特定の場合を除くほか、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する²⁴。 ・ G I G Oの財産及び資産は、所在地及び占有者のいかなを問わず、また、執行上、行政上、司法上又は立法上の措置のいずれによるものであるかを問わず、捜索、徴発、没収、収用その他あらゆる形式の干渉を免除される。 ・ G I G Oの公文書²⁵は、所在地のいかなを問わず、不可侵であり、差し押さえや閲覧ができない。
<p>免除を享有しない特定の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲裁への付託又は代替となる拘束力を有する紛争解決の仕組みについて定めていない契約から生ずる紛争に関する場合 ・ G I G Oが提起した訴訟手続に直接に関連する反訴又は請求に関する場合 ・ G I G Oが所有し、若しくはG I G Oのために運行される自動車若しくは他の形態の輸送手段によって引き起こされる事故から生ずる損害について第三者が提起する民事訴訟又はこれらの自動車若しくは他の形態の輸送手段に係る交通規範の違反に関する場合

このほか、接受国の官憲又は接受国の国内で公権力を行使する者は、首席行政官の同意又は要請がある場合及び首席行政官が承認した条件による場合を除くほか、公務の遂行のためG I G Oの構内に立ち入ってはならない（第29条（1））。また、接受国の権限のある当局は、G I G Oの構内の安全及び保護を確保するために適用のある法令の範囲内で最善の努力を払い、G I G Oの構内の静穏が妨げられないことを確保するために相当の注意を払う（第31条）。さらに、接受国の政府は、G I G Oの構内に必要な公共サービスが提供されるよう最善の努力を払う（第32条）。

イ 免税に関する特権及び免除

G I G O並びにその財産、資産及び収入は、G I G Oの公的活動の範囲内で、全ての直接税を免除される（第35条（1））。また、G I G Oが公用のために輸入し、輸出し、又は移転する物品は、関税、内国税その他課徴金及び輸入、輸出又は移転に対する禁止又は制限を免除される。もっとも、その免除を受けて輸入した物品は、接受国の政府と合意した条件による場合を除くほか、接受国の国内で売却してはならない。また、当該免除は、締約国に対し、当該締約国の武器管理制度又は関係法令に反して物品の輸入、輸出又は移転を許可することを要求するものではない（第35条（2））。

ウ 運営委員会・小委員会の構成員・監査人の特権及び免除

運営委員会の構成員及び運営委員会が設置する小委員会の構成員並びに各締約国が指

²⁴ 訴えることができるのは、首席行政官が免除を明示的に放棄した場合が想定されるが、訴訟手続の免除が放棄された場合でも、判決に服するためには、「判決の執行に関する免除」を放棄している必要があり、当該放棄のためには、運営委員会により、別個の放棄が必要とされる（第28条（1））。

²⁵ 条約の適用上、「公文書」には、G I G Oが所有し、又は保管する全ての記録、信書、文書、原稿、写真、フィルム及び記録物を含む（第28条（3））。

名する監査人（以下「締約国の代表」と総称する。）は、いずれの接受国の国内においても及びいずれの接受国との関係においても、その任務の遂行中及び会合地への往復の旅行中、次の特権及び免除を享有する（第37条（1））。

図表6 締約国の代表の特権及び免除

- ・身柄の逮捕及び抑留の免除
- ・締約国の代表がその任務の遂行上行った行為（口頭及び書面による陳述を含む。）についての訴訟手続の免除（この免除は、締約国の代表の任務が終了した後も与えられる。）²⁶
- ・全ての公用の書類及び文書の不可侵
- ・暗号を使用し、及び特別の伝書使又は封印袋によって文書又は信書を接受する権利
- ・入国を制限する措置及び外国人登録手続の免除
- ・通貨及び為替の制限に係る事項に関し、一時的な公的任務を有する外国政府の代表に与えられる便益と同一の便益

ただし、これらの特権及び免除は、締約国の代表の一身上の便宜のために与えられるものではなく、G C A Pに関連する任務の遂行における完全な独立を確保するために締約国の代表に与えられるため、当該締約国の代表を派遣する締約国は、免除を引き続き享有することが裁判の正当な実施を阻害する場合には、当該免除を放棄すべきとされている（第37条（2））。また、締約国の代表が自国の国民又は永住者である締約国については、上記の特権及び免除は適用されない（第37条（3））。

エ 実施機関職員の特権及び免除

実施機関の職員は、次の特権及び免除を享有する（第38条（1））。

図表7 実施機関職員の特権及び免除

- ・いずれの接受国の国内においても及びいずれの接受国との関係においても、実施機関の職員が公的資格で行った口頭及び書面による陳述その他の全ての行為についての訴訟手続の免除（この免除は、対象となる者が実施機関の職員でなくなった場合にも、実施機関におけるその従前の職務に係る事項に関する限りにおいて、存続する。）²⁷
- ・いずれの接受国の国内においても及びいずれの接受国との関係においても、全ての公用の書類及び文書の不可侵
- ・実施機関の職員の通常の職場が所在する接受国の国内で及び当該接受国との関係において、実施機関の職員及びその世帯に属する随伴する家族の構成員に関し、国際的危機の場合における帰国の便益であって外国の外交官に与えられるものと同一のもの²⁸

また、実施機関の職員で接受国の国民又は永住者でない者は、その通常の職場が所在する接受国の国内で及び当該接受国との関係において、次の特権及び免除を享有する（第39条）。

²⁶ ただし、締約国の代表が犯す自動車に係る交通犯罪又は締約国の代表が所有し、若しくは運転する自動車若しくは他の形態の輸送手段によって引き起こされる損害については、この限りでない（第37条（1）（b））。

²⁷ ただし、実施機関の職員が犯す自動車に係る交通犯罪又は実施機関の職員が所有し、若しくは運転し、若しくは実施機関の職員のために運行される自動車若しくは他の形態の輸送手段によって引き起こされる損害については、この限りでない（第38条（1）（a））。また、（6）に記載の秘密の情報の保護に関する国内法令の違反に関する限りにおいて、各接受国の国民及び永住者については、適用されない（同条（2））。

²⁸ 接受国の国民及び永住者については、適用されない（第38条（3））。

図表 8 実施機関職員で接受国の国民又は永住者でない者の特権及び免除

- ・ G I G O が当該者に支払った給料及び手当に対する課税の免除
- ・ 当該者及びその世帯に属する随伴する家族の構成員に関し、出入国制限及び外国人登録手続の免除であって国際機関の職員に通常与えられるもの
- ・ 最初にその職に就く際に、家具及び手回品を一又は二以上の別個の積荷として関税の免除を受けて輸入する権利²⁹

オ 特権及び免除に関するその他の規定

G I G O 設立条約にはこのほか、実施機関の職員及びその世帯に属する随伴する家族の構成員の出入国及び滞在を容易にするための接受国の政府による必要な全ての適当な措置を実施すること（第44条）、実施機関の職員を保健及び社会保障に関する適当な措置の対象とすること（第45条）、実施機関の職員に対する接受国の社会保障機関への全ての強制的な抛出の免除（第46条（1））、この条約と社会保障について締約国間で効力を有する二国間協定とが抵触する場合におけるこの条約の優先（第46条（3））等が規定されている。

（4）追加的な締約国の加入

追加的な締約国となる可能性がある国と実施機関とが交渉を行うことを許可するためには、運営委員会による全会一致の合意を必要とし、非締約国によるこの条約への加入について最終的な決定を行うためには、締約国による全会一致の合意を必要とする（第49条）。なお、G I G O 設立条約が効力を生じた後に締約国となることを希望する非締約国は、締約国によりこの条約に加入するよう招請されることができる（第63条（1））。

条約には上記の手続が規定されているが、木原防衛大臣は、現時点においては、英国、イタリア以外の国がG I G O に加入することは想定しておらず³⁰、次期戦闘機の共同開発に参加することも想定していない旨述べている³¹。

（5）非締約国との協力

各締約国は、法的義務及び規則に従い、並びに国家安全保障上の直接の利益に妥当な考慮を払った上で、G C A P において又はG C A P を通じて生み出された品目及び情報を非締約国に輸出し、又は移転するといういずれか一の締約国の意図を可能な限り支援する（第50条（1））。同条における「法的義務及び規則」については、日本の場合は、第5条と同様に外為法、同法に基づく運用基準である防衛装備移転三原則及び同運用指針が含まれる。また、G C A P に係る輸出は、適用のある国際約束に従うこととなっている。この点、日本は、英国とは日英間の防衛装備品等の共同開発等に係る協定を、イタリアとは日伊防衛装備品・技術移転協定をそれぞれ結んでおり、協定に基づいて移転される防衛装備品及び

²⁹ 当該家具及び手回品は、合理的な期間内に、かつ、いかなる場合にも接受国に入国した日から6か月以内に発送する（第39条（c））。

³⁰ 前掲5 木原稔防衛大臣答弁

³¹ 前掲21

技術に係る権原又は占有権を、日本の事前同意を得ないで、第三者・第三国に移転してはならないと取り決めている³²。

一方で、締約国は、いずれか一の締約国が非締約国に対する輸出の可能性について懸念を有する場合には、それぞれの評価を交換し、及び適当な解決を見いだすため、不当に遅滞することなく高いレベルの協議を開始する（第50条（2））。加えて、締約国は、G C A Pのための装備及びこれを構成する装備並びにG C A Pのための技術の非締約国への輸出を円滑にするための共通の仕組みを創設し、及び維持するとされ（第51条（1））、実施機関が、運営委員会による監督及び管理の下に、締約国の法令の認める範囲内で、当該仕組みを運営する（第51条（2））。「法令」とは、日本の場合、外為法が含まれる。

当該仕組みについては、G I G O設立条約、適用のある国際協定並びに武器管理制度に関する約束を含む締約国のその他の法的義務及び規則を反映する旨の規定（第51条（3））があるほか、締約国の関係当局間の別途の取決めで定められる（第51条（1））。

なお、次期戦闘機の具体的な移転先については、その可能性について3か国の様々なレベルで検討されているが、決定した事項はない³³。

（6）情報の保全

締約国及びG I G Oは、締約国の関係当局間の別途の取決めで定める規定に従って秘密情報を保護することとなるが、当該規定は、秘密情報の保護について締約国間で効力を有する情報の保全に関する二国間協定の適用を妨げない（第53条）³⁴。

G I G O設立条約の適用上、秘密情報とは、その許可されていない開示によって締約国又はG I G Oの利益が害されるおそれのある情報、文書又は資材（G I G Oにおいて生じたもの、締約国から受領したもの又は締約国間で交換されたもののいずれであるかを問わない。）であって、秘密指定によって指定されたものをいう（第52条（3））。当該定義に当てはまるのならば、企業側が有する情報も「秘密情報」となり、保全対象になり得ると考えられる。また、あくまで日本国内での話となるが、防衛省が企業に秘密などの情報を取り扱わせる場合、当該企業との契約に付す特約条項に基づいてこれらの情報を保護している³⁵。

³² 正式名称をそれぞれ、「防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術の移転に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定」、「防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定」という。
なお、両協定において、違反が行われた際の罰則の規定はない。

³³ 前掲5

³⁴ 日本は、英国、イタリアの双方とも、相互の国の秘密保全制度が実質的に同等として秘密を共有するための情報保護協定を締結している。なお正式名称は、「情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定」及び「情報の保護に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定」である。

³⁵ 第201回国会閉会後参議院決算委員会会議録第1号34頁（2020.6.22）河野太郎防衛大臣答弁。なお、G I G Oは法人格をもち、産業界と契約を結ぶことができる場所、当該契約に特約条項を付し、秘密保全措置について規定することもあり得ると、筆者は考えている。

(7) 責任及び請求

G I G Oの活動から生ずる国際的責任（実施機関の職員並びに運営委員会及び小委員会の構成員がその任務を遂行するに当たっての作為又は不作為によるものを含む。）は、G I G O自体に完全に帰するものとし、いずれの締約国も当該責任を負わない（第54条）。G I G Oは、実施機関の職員等が任務の遂行に当たり悪意又は過失によって引き起こした財産に対する損失又は損害等につき締約国に対して責任を負い（第55条）、その場合において、G I G O及び影響を受けた締約国は、損失又は損害を補填するための相互に受け入れることができる解決に達するため、誠実に討議を行う（第56条）。

(8) 紛争の解決

G I G O設立条約の解釈又は適用に関する締約国間又はG I G Oと締約国との間の紛争は、協議によって解決する（第57条）。また、G C A Pを実施するためにG I G Oが締結した契約から生ずる紛争であって、当該契約に定める紛争解決条項によって解決することができないものは、運営委員会が設置する調停に関する小委員会に付託することとなり（第58条）、雇用契約又は労働条件に関する実施機関とその人員との間の紛争は、実施機関が定める職員規則その他の内部規則に従って解決する（第59条）こととなる。

(9) 条約の改正・留保等

G I G O設立条約において、いずれの締約国も、書面により、かつ、予告期間を付して、条約の見直しを行うこと及び条約を改正することをいつでも求めることができ、全ての締約国は、運営委員会を通じ、改正案について協議し、全会一致の合意がある場合にのみこれを採択する（第62条（1））。改正は、全ての締約国によって批准され、又は受諾されなければならない。改正は、締約国間で別段の合意がある場合を除くほか、寄託者（英国）が全ての締約国から批准又は受諾の通告を受領した後3か月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる（同条（2））。改正された条約は、新たな締約国について、その加入書が寄託された日の翌日に効力を生ずる（第63条）。なお、G I G O設立条約には、留保を付することができない（第62条（3））。

(10) 条約の終了、条約からの脱退

全ての締約国は、G I G Oを解散することを全会一致で決定することができるものとし、特に第三者及びG I G Oの契約相手との関係において、並びに各締約国の財政上の貢献に考慮を払った上で、解散の結果を管理する方法について定め、締約国は、適当な場合には、解散の後にG I G Oの権利及び責任が締約国に承継される条件についても定める（第64条（1））。G I G Oの解散は、全ての締約国の書面による同意を得た後に効力を生ずるとし（同条（3））、G I G O設立条約は、G C A P及びその付随的な事項の処理が完了したことを全ての締約国が全会一致で認める時まで効力を有する（同条（4））。

いずれか一の締約国がこの条約から脱退することを希望する場合には、締約国間で協議を行い、当該協議が完了した後に当該一の締約国がなおこの条約から脱退することを希望

する場合には、当該一の締約国は、寄託者（英国）に対して書面によりその脱退を通告するものとし、寄託者（英国）は、その旨を他の締約国及び首席行政官に通報する。脱退は、締約国間の約束の履行に関する取決めに別段の定めがある場合を除くほか、寄託者（英国）がその通告を受領した日の後12か月で効力を生ずる（第65条（1））。脱退する締約国は、脱退の効力発生の日まで全ての約束を履行し、締約国がその履行状況を評価する（同条（2））。

なお、この条約が終了する場合及びいずれか一の締約国がこの条約から脱退する場合には、費用、法的請求及び秘密情報その他の機微な情報の保護に関する残存するいかなる義務も、全ての締約国が全会一致で別段の決定を行うときを除くほか、引き続き拘束力を有する（第66条）。

5. 防衛省職員派遣処遇法の改正

G I G Oが設立されるに当たり、政府は、防衛省職員派遣処遇法の改正を目指している。現行法は、防衛省の職員³⁶（以下「防衛省職員」という。）が、派遣先である国際機関において軍備管理・軍縮・人道支援分野の業務に従事するに当たり、給与、災害補償等の処遇を整備するものである。

現行法で処遇の対象となる防衛省職員は、国際機関等への派遣目的が、「軍備管理若しくは軍縮又は人道的精神に基づき行われる活動に対する協力等の目的」（第1条）とされており、政府は、「装備品等（装備品、船舶、航空機及び需品をいう。）の共同開発等の目的」で派遣される防衛省職員を、法律に基づき処遇できるよう、防衛省職員派遣処遇法の改正を行おうとしている。

図表9 防衛省職員派遣処遇法の対象となる派遣範囲の拡大イメージ

<ul style="list-style-type: none">・軍備管理・軍縮に関する条約等に基づいて行う検証又は技術協力・人道的精神に基づいて行う医療その他の援助・学術に関する研究又は教育等・国連平和維持活動局において行う平和維持活動及び地雷除去活動の方針の策定等	+	装備品等の共同開発等
---	---	------------

（出所）防衛省資料を基に筆者作成

なお、G I G Oへ派遣される防衛省職員の数人は、本稿執筆時点（2024年3月26日）では正式決定されていない³⁷。また、政府の改正案を見る限り、派遣される防衛省職員は、①装備品等の共同開発事業等の管理、調整及び実施、②①の業務の遂行に必要な交渉若しくは調整、調査、若しくは研究又は訓練、③①及び②の業務の管理の業務に従事することとなる。この点からも派遣され得る防衛省職員の範囲は、防衛事務官、防衛技官、自衛官にまで及ぶが、各々の派遣人数等も正式決定されていない。

³⁶ 国家公務員法第2条に規定する一般職に属する職員（地方協力局労務管理課に勤務する職員等）を除く。

³⁷ 一部では、G I G Oには、日英伊から約300人の政府職員が派遣される旨、内訳としては、日英伊が約100人ずつを派遣する旨の報道はある（『読売新聞』（2023. 12. 14））。

なお、上記の内容で防衛省職員派遣処遇法が改正された場合、防衛省職員は、職員としての身分を保有したままG I G Oへ派遣されるため、防衛省の職務には従事しない一方で、自衛官は自衛官の身分を、事務官等は事務官等の身分を、それぞれ保有することとなる。よって、G I G Oに派遣された防衛省職員も、身分の保有を前提とした品位を保つ義務、政治的行為の制限、秘密を守る義務等の服務規律に従うこととなり、自衛隊法に基づく守秘義務等を負う（特定秘密を扱う場合は、特定秘密の保護に関する法律の適用を受ける）。

防衛省職員派遣処遇法上は、派遣期間については、3年を超えない範囲内において定めるとしている³⁸。また、制度上、給与は派遣先機関から支払われ³⁹、勤務時間・休暇は派遣先機関の規則に従う。また、退職手当の算定に当たり、派遣期間は在職期間として通算され、共済組合が提供する福利厚生サービスは継続して利用可能となる。

6. G C A P に関係する防衛装備移転三原則及び同運用指針の改正

2023年12月、防衛装備移転三原則及び同運用指針が改正された。改正箇所は複数あるが、G C A P と関わりの深い箇所は、国際共同開発・生産において、パートナー国が完成品を移転した第三国に対し、日本から補用品（部品）や技術の直接移送を可能にした部分である。これにより、英国、イタリアが、（日本の事前同意を得た上で、）次期戦闘機を第三国に移転した場合において、当該第三国で次期戦闘機に不具合が生じた場合に、日本から直接、部品の提供やメンテナンスを行えることとなった。一方で、2023年末の時点では、次期戦闘機を日本から直接第三国に移転することを可能にするような運用指針の改正は見送られた。

翌2024年、自由民主党と公明党の間では、運用指針の更なる改正に関して複数回の協議がなされた。この間、政府は国会において、次期戦闘機の開発に当たり日本の要求性能を実現するためには、次期戦闘機を日本から第三国へ直接移転を行う仕組みがなければ、英国、イタリアが重視している輸出等による価格低減努力ができず、そのような日本のために、両国が次期戦闘機に求める自分たちの要求性能を譲ることは想定されないと、結果として日本が交渉上不利になり、次期戦闘機の開発における日本の要求性能の実現が困難になる旨説明している⁴⁰。

同年3月15日、両党は、次期戦闘機の日本からの第三国移転について合意に至り、同月26日、政府により、「防衛装備移転三原則の運用指針」が改正された。これにより、当面は英国及びイタリアと開発する次期戦闘機に限り、日本から第三国への直接移転が可能となり、輸出先は、日本と防衛装備品・技術移転協定を締結している国に限定され、「武力紛争の一環として現に戦闘が行われている国」は除外される。なお、「防衛装備移転三原則の運用指針」は、国家安全保障会議（9大臣）決定であるが、政府は、運用指針の見直しに当たり閣議決定（「グローバル戦闘航空プログラムに係る完成品の我が国からパートナー国

³⁸ ただし、防衛大臣の定める特別の事由がある場合は、3年を超えて派遣の期間を定めることができる（防衛省職員派遣処遇法施行令第4条第1項）。

³⁹ 十分でない場合は、同地域の在外公館で勤務する職員との均衡を考慮し、職員が派遣前に支給されていた俸給及び手当等の100分の100以内を支給できる（防衛省職員派遣処遇法第5条）。

⁴⁰ 前掲6 岸田文雄内閣総理大臣答弁

以外の国に対する移転について⁴¹⁾を行っている。加えて、政府は、将来、実際に日本から第三国へ次期戦闘機の移転を行う際にも、閣議決定を行い、移転に当たり、言わば「二重の閣議決定」という、より厳格なプロセスを経ることを考えている旨説明している⁴²⁾。

7. おわりに

以上、GCAP及びGIGO設立条約の概要並びに関連する法改正及び制度改正の概要等を確認した。GIGO設立条約は、主にGCAPに関わる国際組織の地位・役割等に関する規定、当該組織で働く職員の特権及び免除内容を定める規定、条約締約国の義務に関する規定から成っている。ただし、詳細は「締約国の関係当局間の別途の取決め」で定める旨の文言が一定数存在しており、例えば、第51条（1）において、締約国は、GCAPのための装備及びこれを構成する装備並びにGCAPのための技術の非締約国への輸出を円滑にするための共通の仕組みを創設するとされるが、当該仕組みについては、締約国の関係当局間の別途の取決めで定める旨規定されている。本稿執筆時点（2024年3月26日）には、「別途の取決め」が最終確定した箇所はなかったところ、GIGO設立条約全体が、日本にどのような影響を与えるのかは、当該「別途の取決め」次第ではないか。

また、当該仕組みについては、実施機関が、運営委員会による監督及び管理の下に、締約国の法令の認める範囲内で運営することとなる（第51条（2））。外為法に基づく運用基準である防衛装備移転三原則及び同運用指針は、厳密に言えば「法令」ではないものの、同法の運用基準である以上、外為法を運用する中では従うべき基準なのかが注目される。

政府は、次期戦闘機の開発において日本が要求する性能を実現しようと、完成品の第三国輸出を可能にした。しかし、開発に関する現在の合意内容からは、英国が存在感を放つ。GIGOの本部は英国に置かれ、企業側の共同事業体制の本部も英国に置かれる旨合意されている。GIGOと企業側の近接性が考慮されたものと思われるが、両者の本部が英国となる以上、GCAPに係る主要事項は英国において協議、決定がなされていくものと考えられる。GIGOの初代首席行政官は日本人が、共同事業体制の初代トップはイタリア人がそれぞれ就任することとなりそうだが、あくまで「初代」であり、今後英国の者がこれらの地位に就く可能性は排除されていない。本件のみで、今後GIGO及びGCAPの主導権を握っていくのは英国であると結論づけることは早いと考えるが、日本政府が、現状をどのように評価し、今後どのような方針で要求性能を実現していこうとしているのかは興味深いところである。

GIGO設立に当たり、防衛省職員派遣処遇法も改正が目指されている。また、GIGO設立の前提となるGCAPの推進のため、防衛装備移転三原則及び同運用指針も改正された。GIGO設立条約の質疑が行われる際には、これらにも質疑が及ぶ可能性があると考えており、上記の観点を含め、今後の国会審議における政府答弁に着目していきたい。

（ふじかわ たかあき）

⁴¹ 防衛省ウェブサイト<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2024/03/26a_02.pdf>

⁴² 前掲6 岸田文雄内閣総理大臣答弁